

## 長崎市監査公表第9号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年7月27日

長崎市監査委員 三井敏弘  
同 三谷利博  
同 奥村修計  
同 林 広文

### 1 監査の種類

財務監査（工事監査）（令和2年8月17日付 長崎市監査公表第6号）

### 2 監査の期間

令和2年4月1日から令和2年7月28日まで

### 3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	中央総合事務所	地域整備1課
意見	中央総合事務所	地域整備1課 地域整備2課

### 4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
中央総合事務所 地域整備1課	<p>稲佐山公園整備工事</p> <p>チェーンソーによる伐木作業において、下肢の切創防止用防護衣を着用していなかった。適正な安全管理の指導に留意されたい。</p>	<p>諸法令を遵守すべきことについて共通仕様書で示しているが、今後安全管理について法令改正等により、新たに遵守すべき事項が生じた際は、工事留意事項や特に注意すべき点を明記した工事打合せ簿において、具体的に内容を示し、受注業者に説明することにより、適正な安全管理を促すこととする。</p>

所属名	意見	措置
中央総合事務所 地域整備1課 地域整備2課	<p>現場発生品の管理について</p> <p>中央総合事務所は、現場発生品である板石等を支給し再利用することにより工事費の削減や資源の有効活用を行っているが、現場発生品の管理において、台帳が整備されていないため、どのような材料がどれだけあるのか把握できていない。</p> <p>各総合事務所の現場発生品を一括管理して情報を共有することは、より一層の工事費の削減や資源の有効活用を図れるため、現場発生品の管理について、取扱い及び台帳等を整備して情報共有をする必要があると思われる。</p>	<p>現場事務所における資材について、品目ごとの数量を確認し一覧表を作成した。</p> <p>現場事務所において、工事業者等へ資材を引き渡す際や現場発生品を受け入れる際の品目及び数量に応じて一覧表を更新し、管理を行う取扱いとしたところで、今後、各総合事務所間で本取扱いについて情報を共有する。</p>